

平成29年4月から滋賀県の身体障害認定の取扱い（心臓機能障害分野）を一部変更します。

新たな取扱いが適用されるもの

平成29年4月1日以降に市町障害福祉主管課窓口で受理された心臓機能障害の申請

※平成29年3月31日までに市町障害福祉主管課窓口で受理された者は、従来の取扱いが適用されます。

主な変更内容（2点）

●心臓の弁置換術

弁置換術を行う予定である者について、実際に弁置換術を施行したと確認できた者については、術前の診断書をもって1級を認定し、再認定は付さない。

変更後

●心臓の弁置換術

術前（手術予定）の診断書において4級の基準も認められない場合は、術前（手術予定）の段階での障害認定は不可。

●ペースメーカー植込み

術前（手術予定）の診断書で障害認定を行った場合、原則術後1～2か月後に再認定を付す。

変更後

●ペースメーカー植込み

術前（手術予定）の診断書で障害認定された場合、原則術後1年後に再認定を付す。

■問合せ先

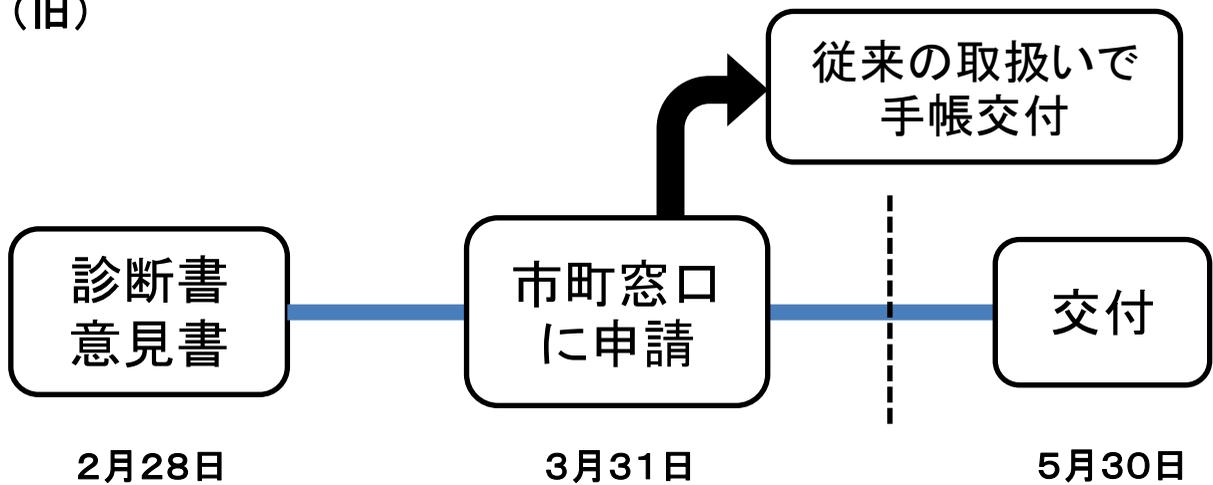
県障害福祉課

TEL：077-528-3543

FAX：077-528-4853

診断書・意見書の取扱いについて

(旧)



(新)

